平成２４年（フ）第８０５号
東京都国分寺市東元町４丁目５番18号フラワーハイツ203
破産者　三上　幸雄
1　決定年月日　平成24年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第２８０号
岐阜県各務原市鵜沼三ツ池町３丁目366番地１ベルフィオーレ202号
破産者　濵口　哲也（旧姓山本）
1　決定年月日　平成24年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第２５５号
愛知県稲沢市小池２丁目26番11号
破産者　株式会社ワンソート
1　決定年月日　平成24年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第１７５号
三重県津市安濃町清水812番地15
破産者　有限会社ジニアス
1　決定年月日　平成24年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第１７６号
三重県津市久居元町2292番地２
破産者　小田　高司
1　決定年月日　平成24年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第５９号
香川県仲多度郡多度津町大字庄764番地
破産者　有限会社増田商店
1　決定年月日　平成24年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所丸亀支部

平成２４年（フ）第５６号
佐賀県西松浦郡有田町南原甲788番地
破産者　福田陶器株式会社
1　決定年月日　平成24年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２４年（フ）第３２７号
相模原市緑区根小屋2782番地６
破産者　アート電子株式会社
1　決定年月日　平成24年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第２２６号
福岡市博多区吉塚１丁目45番33号
破産者　株式会社住環境サイエンス
1　決定年月日　平成24年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第８０２号
福岡県福岡市中央区天神４丁目８番２号
破産者　株式会社ケーウエスト
1　決定年月日　平成24年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１３７８号
福岡県福岡市早良区野芥６丁目35番６号
破産者　有限会社泉川建装
1　決定年月日　平成24年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２７０号
栃木県宇都宮市西川田本町４丁目９番７号フォリア西川田207、前住所栃木県宇都宮市中央３丁目４番７号　ポレスター宇都宮中央1204
破産者　古口　朋芳
1　決定年月日　平成24年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第４６３号
埼玉県吉川市小松川591番地１
破産者　長谷川工業株式会社
1　決定年月日　平成24年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第１９６号
神奈川県横須賀市船越町６丁目20番４号
破産者　ひだまり株式会社
1　決定年月日　平成24年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２４年（フ）第２１３号
神奈川県三浦市三崎町小網代507番地１
破産者　有限会社カトウ
1　決定年月日　平成24年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２４年（フ）第２２０号
神奈川県横須賀市津久井１丁目３番７号
破産者　有限会社白浜
1　決定年月日　平成24年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２４年（フ）第２３２号
愛知県江南市赤童子町桜道41番地の１
破産者　有限会社キュークラフト
1　決定年月日　平成24年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第１４４号
三重県亀山市川崎町3097番地３
破産者　寿司処輝こと　松下　輝久
1　決定年月日　平成24年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第１９１号
兵庫県姫路市古二階町39―２、商業登記簿上の本店所在地兵庫県姫路市紺屋町85番ル・グランポンビル２階
破産者　合同会社グランポン
1　決定年月日　平成24年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第２６４５号
福岡県朝倉郡筑前町下高場611番地１
破産者　株式会社タテイシ物流
1　決定年月日　平成24年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１５４８号
福岡県糟屋郡須恵町大字上須恵882番地の１
破産者　有限会社オーエムフーズ
1　決定年月日　平成24年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２３７号
佐賀県神埼郡吉野ヶ里町田手746番地１
破産者　森　　雄一
1　決定年月日　平成24年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
佐賀地方裁判所民事部破産係